

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項前段の規定により岐阜県知事から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 3 年 6 月 25 日

岐阜県監査委員	水 野 吉 近
岐阜県監査委員	長 屋 光 征
岐阜県監査委員	鈴 土 靖
岐阜県監査委員	長 縄 直 子
岐阜県監査委員	南 圭 一

# I 平成30年度、令和元年度及び令和2年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

## 1 平成30年度

(単位：件)

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A-B-C
指摘事項	89	88	0	1
指導事項	99	99	0	0
検討事項	5	5	0	0
計	193	192	0	1

## 2 令和元年度

(単位：件)

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A-B-C
指摘事項	106	106	0	0
指導事項	126	126	0	0
検討事項	6	6	0	0
計	238	238	0	0

## 3 令和2年度

(単位：件)

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの ※ C	未措置 A-B-C
指摘事項	100	93	7	0
指導事項	76	72	4	0
検討事項	2	2	0	0
計	178	167	11	0

※「今回措置を講じたもの」については、令和3年6月1日、同月7日及び同月11日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

## Ⅱ 定期監査の結果に基づき講じた措置

### 1 令和2年度

#### (1) 監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

健康福祉部

機関名	監査結果	講じた措置
希望が丘こども医療福祉センター	平成29年に発生した1件の医療事故について、損害賠償金として15,183,123円の費用負担が発生していたので、事故防止について一層の徹底を図られたい。	下記の3点について、医療事故再発防止策を講じた。 1 希望が丘こども医療福祉センター医療事故防止マニュアルに、「骨折防止」の項目を新たに設定するとともに、所内各部署の業務にあった骨折防止策をメニュー化し、職員の骨折防止への意識付けを強化した。 2 職員と保護者が治療を行う前に検査項目の確認を行い、「骨折リスク」について十分危険性を確認しあうこととし、骨折防止の意識向上を図った。 3 リハビリにおいて肢体を動かす方向は一方向のみとし、複合的な運動を避け、力を加える部位は関節の近位とし、患者の骨折リスクに十分注意を払いながら施術を行うよう改善を図った。
可茂保健所	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として1,371,203円の費用負担が発生するとともに、修繕料101,420円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	当該職員に対し、自主検証や危険予知トレーニングを実施するとともに、全職員に対し交通事故防止について再度周知徹底した。 また、特に新型コロナウイルス感染症に係る対応で職員の疲労が蓄積していることから、出張する職員の健康確認を注意深く行い、遠距離出張の際には運転手を交代させるなど、より慎重な運用を行うこととした。 今後も定期的に注意喚起を行い、交通事故防止の徹底を図る。
中央子ども相談センター	旅費の支出事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理	過払いとなっていた旅費6件7,811円については、直ちに過年度戻入の手続きを行い、令和2年10月16日、10月30

	<p>されたい。</p> <p>1 職員は、旅費システムへの入力内容が誤っていたことにより訂正を求められたが、旅費システムに新たに旅行命令入力を行うことで対応し、旅費の支給を受けた。しかし、後日、支給を受けていたことを失念し、当初に入力した旅行命令について中止の処理を行わず、復命について旅行命令権者から承認を受けたことで、3件2,627円が過払となっていた。</p> <p>2 職員は、旅費システムに旅行命令入力をしていたにもかかわらず、それを失念し、同じ旅行について別に旅行命令入力を行い、両方の旅行について旅行命令権者から承認を受けた。そして、両方の旅行命令に対し復命入力し、承認を受けたことで、2件4,481円が過払となっていた。</p> <p>3 職員は、旅費システムに復命入力した後、入力内容に誤りがあったことに気づき、新たな旅行命令入力を行い、旅行命令権者から承認を受け、復命についても承認を受けた。そして、当初に入力した旅行命令について中止の処理を行わず、復命について承認を受けたことで、1件703円が過払となっていた。</p>	<p>日、11月10日及び11月12日に県に納入されたことを確認した。</p> <p>再発防止として、同年9月25日に全職員に対し、旅費の重複登録の防止についての注意喚起を行った。</p> <p>今後は、財務会計システムに配信される旅行期間重複一覧を活用し、複数人で確認することにより再発防止に努める。</p>
--	--	---

県土整備部

<p>岐阜土木事務所</p>	<p>市から受託した河川工事に係る収入事務において、受託金のうち契約締結時に支払を受けるべき額に対する納入通知書の発行が、特段の理由なく契約締結後7か月以上経過した後に行われていた。前年度も同様の事案で指摘したところであり、前年度の監査の結果に基づき講じることとした措置を着実に実施するなど、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>平成31年度の定期監査における「講じた措置」では納入通知書を速やかに発するために契約担当が進捗管理票を作成して管理することとなっていたが、次のような理由から完了時に速やかに受託金の徴収ができない場合があることが判明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の完了期日は流動的で前年度の計画通りの期日に完了するとは限らず、当初の予定よりかなり早く完了</li> </ul>
----------------	---	---

	<p>する可能性があること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事番号や工事名などで受託事業であることが明確になっていない場合、完了の際に受託事業であることに気付かずに工事の完了及び支払いのみ行い、受託金の徴収が行われない可能性があること。</li> </ul> <p>今後は以下のように情報共有体制を見直し、受託金の徴収を円滑に行えるようにした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受託事業であることがわかりやすいよう、設計書表紙や検査調書などに「受託」と明示する。</li> <li>・ 工事完了前の変更設計決裁時に工務担当から契約係へ事業費総括表の写しを渡し、受託事業の完了を知らせる。</li> <li>・ 年度末に翌年度の受託事業計画を作成し、関係部署で情報共有し、進捗管理を行う。</li> </ul>
<p>旅費の支出事務において、職員は旅費システムに復命入力した後、当初の旅行命令の内容に誤りがあったことに気づき、新たな旅行命令入力を行い、旅行命令権者から承認を受け、復命についても承認を受けた。その後、当初に入力した旅行命令について中止の処理を行わず、復命について承認を受けたことで、1件740円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>過払となっていた旅費740円について、予備監査後に納入通知書を発付し、令和2年11月20日に県へ収納されたことを確認した。</p> <p>復命入力時に旅行命令の誤りに気付いた場合は、復命入力時に修正すればよく、新たに旅行命令を入力した場合は当初の旅行命令を確実に廃案するよう所属職員に周知した。</p> <p>今後は、支出科目別旅行命令情報一覧等関係システム帳票によるチェックを徹底し、再発防止に努める。</p>
<p>公務中の5件の交通事故について、損害賠償金として92,500円の費用負担が発生するとともに、修繕料821,727円（うち相手方負担分85,756円）が支払われ、また、公用車が1台廃車（評価額874,000円）となっていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>交通事故を起こした職員に対して所属長から厳重に注意するとともに、安全運転を心がけるよう指導した。</p> <p>あわせて、毎月末の所内課長会議を通じて交通安全・交通事故防止に係る情報提供を行い、所属職員のより一層の交通安全意識向上に努めた。</p> <p>今後も会議の場などを利用した継続</p>

		的な注意喚起を行い、交通事故防止に努める。
古川土木事務所	平成31年4月15日に締結した公共防災安全交付金（トンネル残土運搬）工事に係る契約事務において、工期を令和元年9月30日から令和元年11月30日に延長した変更契約を令和元年9月6日に行っているが、消費税の税率の改正による増加額分1,398,000円に係る変更契約をしていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	<p>支払不足となった1,398,000円については、令和3年3月24日付けで契約の相手方と合意書を交わした。令和3年4月30日に請求書を受理したため支出金調書を作成し、令和3年5月24日に支払済み。</p> <p>今後は、税率の改正等、通常と異なる処理が必要な変更契約を締結するときは、事前決裁書に当該処理に係る手続きが記載された通知・要領等の写しを添付し、起案者及び承認者・決裁者が通知・要領等を確認しながら回議することとした。</p>

（2） 監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

環境生活部

機関名	監査結果	講じた措置
図書館	岐阜県図書館多目的ホール音響・照明等改修工事の工事管理業務委託に係る検査事務において、事前決裁書において指定した検査者に変更が生じた場合は、当該変更に係る決裁を受けることになっているが、これが行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。	<p>検査者と監督者の兼務が禁止されていることが分かった時点で検査者の事前決裁変更をすべきところ、その処理を失念していた。</p> <p>今後は、検査者の変更が必要となった時点で変更し、検査を行う際には、事前決裁の検査者欄を再確認する。</p>

健康福祉部

機関名	監査結果	講じた措置
関保健所	公務中の1件の交通事故について、修繕料27,756円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	<p>当該職員に対し、安全運転に対する意識の徹底と再発防止に努めるよう指導した。</p> <p>また、事故発生直後の所内会議（所長・課長・係長出席）にて事故の概要を説明し、交通安全・事故防止について、各職員に周知徹底を図るよう依頼した。</p> <p>今後も、職場研修や面談の際などに継続して注意喚起を行い職員の交通事故防止を徹底する。</p>

<p>希望が丘こども医療福祉センター</p>	<p>物品の管理事務において、委託業務契約により取得した物品の登録が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>委託業務契約において取得した物品に関しては、令和2年4月1日を取得日として物品登録を行った。</p> <p>今後は、委託費等から支出したものであっても性質が物品登録を行うべきものかどうかを十分検証し、適正に処理することとした。</p>
------------------------	--	--

県土整備部

機関名	監査結果	講じた措置
<p>岐阜土木事務所</p>	<p>公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料86,900円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>毀損事故を起こした職員に対して、ノート型パソコンの適切な使用、管理について指導を行った。</p> <p>あわせて、事故後の所内課長会議にて、所属職員に対してノート型パソコンのほか、すべての県有物品の取扱いに細心の注意を払うよう周知徹底を図った。</p>